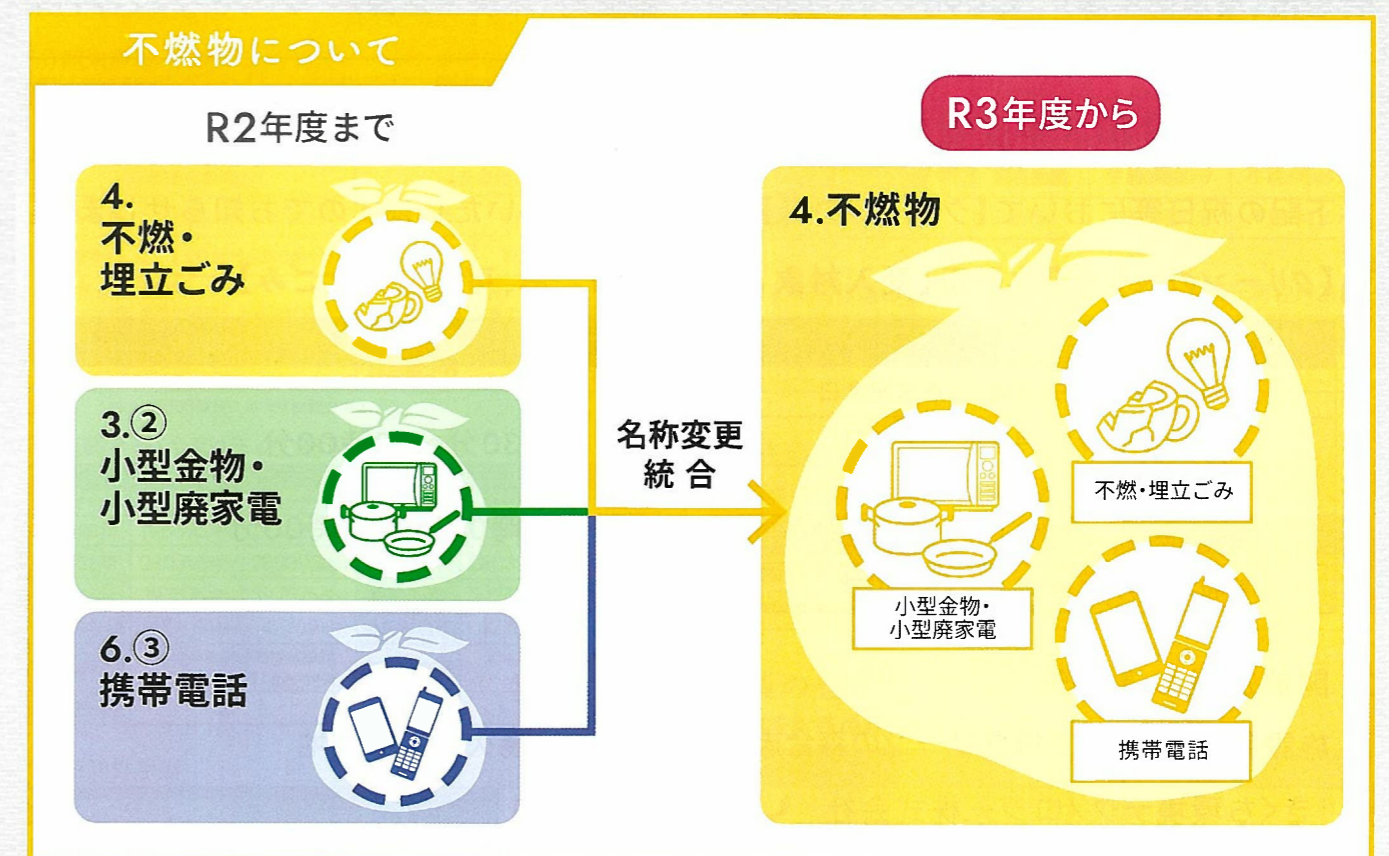
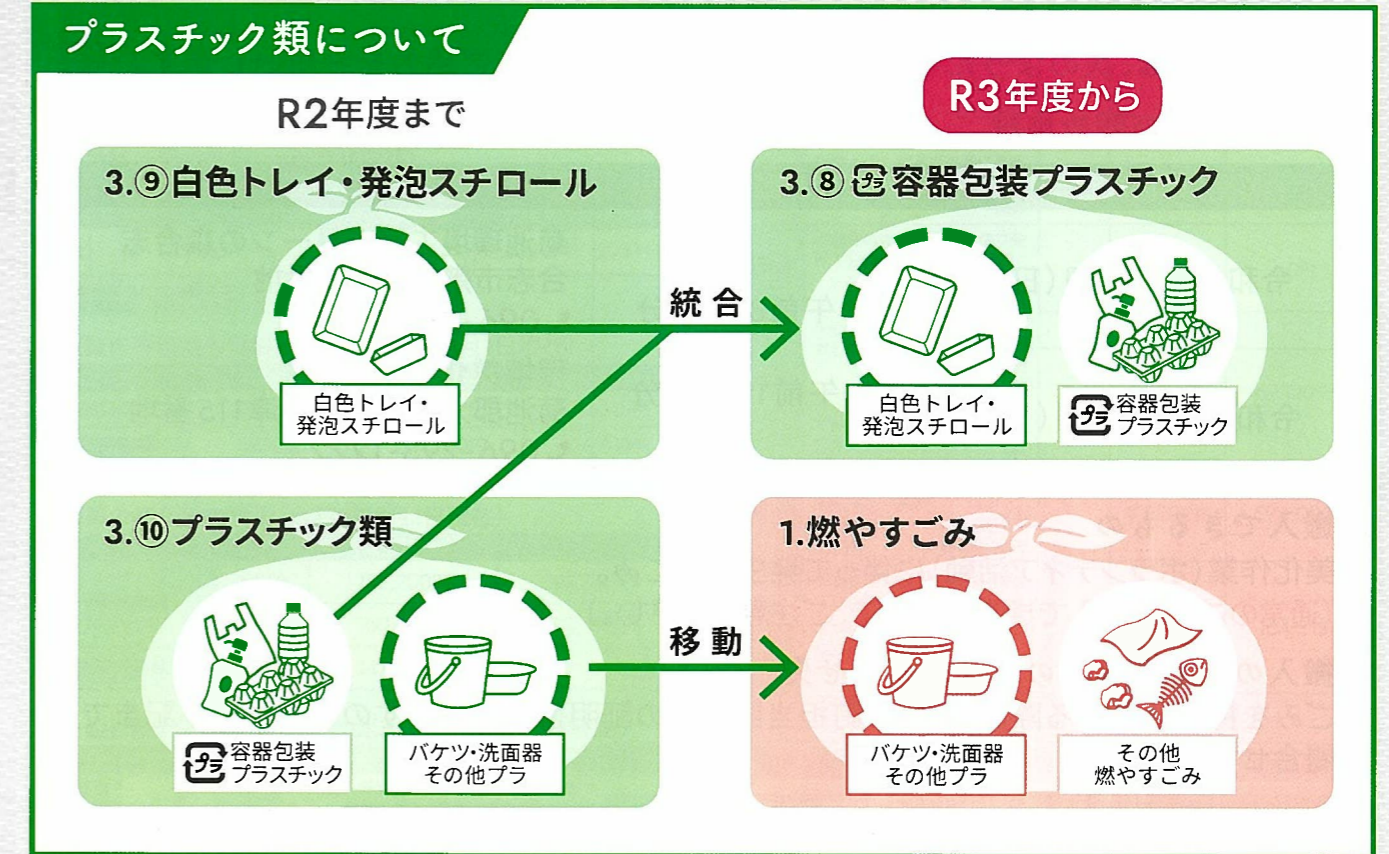


令和3年4月1日からごみの分別方法が変わります

新ごみ処理施設(菊池環境工場クリーンの森合志^{もりこうし})での発電(サーマルリサイクル)開始に対応するとともに、より分かりやすい「ごみ分別」をするため、次のとおり変更します。

令和2年度まで	令和3年度から	変更点
1.燃やすごみ	1.燃やすごみ	▶ が付いていないプラスチック製品は「燃やすごみ」になります。
2.可燃性粗大ごみ	2.可燃性粗大ごみ	▶ 最大寸法が1.5m×3m×1mとなります。
3.資源物	3.資源物	
①空きかん、空きびん	①空きかん、空きびん	
②小型金物、小型廃家電		▶ 不燃物の分類になります。他の不燃物と一緒に出せます。
③新聞紙、折込みチラシ	②新聞紙、折込みチラシ	
④雑誌、本、その他の紙	③雑誌、本、その他の紙	
⑤布類	④布類	
⑥段ボール	⑤段ボール	
⑦牛乳パック	⑥牛乳パック類	▶ 食品・飲料用も対象になります。 ただし、内側にアルミが貼ってあるものは「燃やすごみ」です。
⑧ペットボトル	⑦ペットボトル	
⑨白色トレイ発泡スチロール		▶ 容器包装プラスチックと一緒に(一緒の袋で)出してください。
⑩プラスチック類	⑧ 容器包装プラスチック (白色トレイ・発泡スチロール含む)	▶ 名前が変わります。 白色トレイ・発泡スチロールも一緒に出せます。 が付いている容器包装プラスチックのみになります。 が付いていないプラスチック製品は「燃やすごみ」になります。
4.不燃・埋立ごみ	4.不燃物	▶ 名前が変わります。 小型金物、小型廃家電、携帯電話も「不燃物」で出せます。
5.不燃性粗大ごみ	5.不燃性粗大ごみ	
6.特定品目	6.特定品目	
①乾電池	①乾電池・ボタン電池	▶ ボタン電池が乾電池と一緒に出せるようになります。 ただし、絶縁のため両面にセロハンテープを貼って出してください。リチウムイオン電池(充電機)はこれまでどおり出せません。 電気店などの回収協力店の回収箱へ入れてください。
②蛍光管	②蛍光管	
③携帯電話		▶ 不燃物の分類になります。他の不燃物と一緒に出せます。
④水銀体温計・水銀血圧計	③水銀体温計・水銀血圧計	
	④ライター・チャッカマン	▶ 特定品目として出せるようになります。
	⑤スプレー缶	▶ 特定品目として出せるようになります。
	⑥練り朱肉	▶ 特定品目として出せるようになります。

(主な分別イメージ図)



お問い合わせ先:

菊陽町役場環境生活課

096-232-2114

